



平成 26 年 4 月 21 日

各 位

会社名 保土谷化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 喜多野 利和
(コード番号 4112 東証 1 部)
問合せ先 経営企画部長 村上 康雄
TEL (03)5299-8019

当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催された取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、並びに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）の導入を決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本対応策は、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の当社株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、定款変更については特別決議、および本対応策の導入については普通決議により可決されることを条件に、本定時株主総会の日をもって効力を生じるものといたします。

本対応策につきましては、監査役全員が本対応策の具体的運用が適正に行なわれることを前提として、本対応策の導入に賛成しております。

なお、平成 26 年 3 月 31 日現在の当社株式の状況は、（別紙 1）のとおりですが、本日現在、当社取締役会が特定の第三者により当社株式等の大規模な買付行為等に関する具体的な提案を受けている事実はありません。

Ⅰ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

保土谷化学グループの特長は、機能性色素・機能性樹脂・基礎化学品・アグロサイエンス・物流などの各分野で、それぞれのグループ企業が、高いスペシャリティーを持っていることです。

その中で、当社のグループ企業は、それぞれの研究開発・生産・販売部門が三位一体となり、お客様の多種多様なご要望に対応して、独自の技術力やネットワークを活かしながら、常に、高品質の製品やサービスを提供しております。そしてその事が、保土谷化学グループ全体としての高い評価につながり、お客様との強い信頼関係を、築いております。

こうしたグループパワーを、さらに高めるために、今後も、コスト競争力・収益力・リスク抵抗力に対し優位性を持った、保土谷化学グループを構築して参ります。

電子材料事業や有機 EL 事業などの成長事業・育成事業では、経営資源を傾斜配分し、事業の一層の強化・拡大を図って参ります。また、有機合成と高分子化学を核とする得意技術とノウハウを、一層、応用展開していく事で、グループ全体の高機能・高付加価値化を進め、お客様に、よりご満足いただける製品・サービスの提供を、実現して参ります。

このように、各事業分野の専門技術に特化したグループ企業での、シナジー効果の発揮に加え、得意技術・ノウハウの応用展開により、高機能・高付加価値創出型の企業グループを目指すことが、当社ならびに株主様との共同の利益、及び当社の企業価値の向上に資するものと、考えております。

従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業理念および企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目指す者でなければならないと考えております。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 事業の強化

当社は、上記基本方針を踏まえ、以下のように、各事業を基盤事業・成長事業・育成事業・新規テーマの4種類に分類し、基盤事業の強化を図りながら、将来の事業を育成・強化しております。

1) 会社を支える基盤事業の強化

〔基本方針〕・コストダウン・生産能力増強・新規用途の開発などにより、収益力を強化

〔主要事業〕・イメージング材料（既存製品）

- ・アルミ着色用染料、文具用染料
- ・ポリオール材料（バイオポリオール、特殊ポリオール）
- ・過酸化水素および誘導品
- ・アグロサイエンス（除草剤、殺虫殺菌剤）

2) 将来の成長に向けた事業拡大/新製品創出を推進

(1) 成長事業

〔基本方針〕・ナンバーワンポジションの確立

〔主要事業〕・有機EL材料

- －新規の正孔輸送材料/電子輸送材料/発光材料
- ・イメージング材料
 - －環境対応のCCA（トナー用電荷制御剤）、
省エネ対応型のOPC材料（有機光導電体材料）、
インクジェットプリンター用染料
- ・カラートリートメント用染料

(2) 育成事業

〔基本方針〕・オンリーワン/ナンバーワン材料の開発促進

〔主要事業〕・有機EL材料

- －照明用材料
- ・イメージング材料
 - －カラー用CCA（トナー用電荷制御剤）、トナー周辺材料
- ・新規ポリオール材料

(3) 新規テーマ

- ・2011年4月に、「新規テーマ探索プロジェクト」を発足させ、テーマ発掘に取り組み中
 - －「環境」および「エネルギー」を中心とした分野

2. 企業体制・体質の拡充・強化

当社は、上記基本方針を踏まえ、以下のような企業体制・体質の拡充・強化も図っております。

1) グローバル運営体制の一層の強化

〔生産・購買〕・海外での生産拠点/生産委託先の拡大・充実

- ・安価原料の探索、海外安価品使用ウェイトを一層拡大

〔販売〕

- ・現地顧客に密着し、「真のニーズ」を把握した事業活動の推進
- ・海外拠点（アメリカ、中国、韓国、台湾、ドイツ）の積極的活用

2) 企業体質の強化

- 〔採用・育成〕
 - ・グローバル展開を視野に入れた、国際マインドやスキルに長けた要因を育成/増強
 - ・製造/工務部門の強化
- 〔企業風土変革〕
 - ・本社移転によるグループ一体運営の強化
 - ・新システム（ワークフロー/文書管理システム）の導入
 - ・メンタルヘルス対応の強化
 - ―活き活きとした職場雰囲気の創造

3) CSR (Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任) の取組みの強化

- 〔社会・環境に関する取組み〕
 - ・環境負荷物質排出量の削減
 - ―ゼロエミッションへの取組み
 - ・温室効果ガス排出量の削減
 - ―省エネルギーを推進し、毎年 1%削減
- 〔消費者・顧客に関する取組み〕
 - ・顧客満足度の向上
 - ―品質管理・品質保証レベルの維持・向上
 - グループ会社でも、ISO 9001/ISO 14001 取得へ
 - ・化学物質の「安全」に関する情報公開への取組み
 - ―IT 化による化学物質管理体制の拡充・強化

当社は、グループを挙げ、内部統制の強化、コンプライアンスの重視、安全の確保、環境保全活動の重視、社会貢献活動による地域との一体化なども行っております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策導入の目的

当社は、上記Ⅰ. 記載の基本方針に基づいて、又、Ⅱ. 記載の取組みを推進する上でも当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう、大規模買付行為に対しては、適切な対抗措置を迅速かつ的確に講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると、認識しております。

このような認識のもと、当社は、2. 1) に規定する大規模買付行為が行なわれる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう買付行為でないかどうかを、株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために、当社取締役会が、2. 1) に規定する大規模買付者と交渉を行なうことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、本対応策を導入することを決定いたしました。

2. 本対応策の内容

本対応策に関する手続きの概要は、(別紙2)の「買収防衛策の概略図」に記載のとおりですが、かかる概略図は、株主の皆様の本対応策に対する理解に資することを目的として便宜上作成した参考資料ですので、詳細については、以下をご参照ください。

1) 対抗措置の対象となる買付行為

本対応策においては、次の(1)もしくは(2)に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社の取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本対応策に基づく対応措置が発動されることがあります。

- (1) 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者の株券等保有割合（注2）の合計が20%以上となる公開買付
- (2) 当社が発行者である株券等（注3）について、公開買付けを行なう者の株券等所有割合（注4）及びその特別関係者（注5）の株券等所有割合が20%以上となる公開買付

（注1）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

（注2）株券等保有割合とは、金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、

①同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに

②当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）

は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができます。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

（注4）株券等所有割合とは、金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができます。

(注5) 特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、①共同保有者、及び②契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

2) 大規模買付ルールの設定（大規模買付ルールの内容は、以下のとおりです。）

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合には、まず当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨及び以下の内容を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

①大規模買付者の概要

- ア) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- イ) 設立準拠法
- ウ) 代表者の氏名
- エ) 国内連絡先
- オ) 会社等の目的及び事業の内容
- カ) 大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名の概要）

②大規模買付者の行なう大規模買付行為の概要

（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要を含みます）

③大規模買付者が現に保有する当社株券等の数、及び意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況

なお、意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

当社は、意向表明書を受領した旨及び当社の株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により、公表します。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者に対して、当社取締役会が、当社の株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成等のために、必要十分な情報として、大規模買付者に提供を求める情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を記載したリストを交付します。

大規模買付者には、大規模買付情報を日本語で記載した書面を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、過去の買収および大規模買付行為の履歴、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無および内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容および根拠を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
- ⑥大規模買付行為後における当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠（当社特許、ブランド等の活用施策を含みます。）

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続きの迅速化を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対して情報提供の回答期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の意見も参考にした上で、提供していただいた情報のみでは、大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、原則として、大規模買付者に対して、大規模買付情報が揃うまで追加の情報を提供するよう要請します。

また、当社取締役会は、当社取締役会が大規模買付情報に係る追加的な情報提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合、または大規模買付者から提供していただいた情報が大規模買付情報として十分であるか否かについて疑義がある場合には、以下の３）に規定する独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、適宜外部専門家の助言を得ながら検討し、当社取締役会に対して勧告を行ないます。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社は、大規模買付者から提供を受けた情報のうち、株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、以下の①又は②の期間（いずれの場合も初日不算入）の範囲内において、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

- ①対価を金銭（円貨）のみとし当社株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には、当社取締役会が情報提供完了通知を行なった日から最長 60 日間
- ②その他の大規模買付行為の場合には、当社取締役会が情報提供完了通知を行なった日から最長 90 日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、適宜外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者、当該大規模買付行為の具体的内容、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法等について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その可否について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間延長することができるものとします。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

なお、下記 3) (3) に基づき株主意思を確認するため株主総会を開催するときは、大規模買付者は当該株主総会終結時まで大規模買付行為を開始してはならないものとします。

3) 独立委員会の設置・株主総会の開催

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、及び大規模買付ルールが遵守された場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために、必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。客観的で中立的な判断がなされることを、担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。

独立委員会の委員は、3 名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、及び他社の取締役又は執行役として、経験のある社外者等の中から取締役会が選任するものとします。

本対応策導入時の独立委員会の委員には、加藤 周二氏、奥平 卓司氏及び櫻井 琢平氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、(別紙3)の「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

(2) 独立委員会に対する諮問

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されていないという判断、遵守されているが対抗措置を発動するという判断を行なう際には必ず独立委員会に諮問します。また、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合にも、独立委員会に対して諮問することができます。かかる両諮問がなされたときは、独立委員会は、当社の費用により必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告について最大限尊重するものとします。

(3) 独立委員会に対する情報の提供

独立委員会は適宜、当社取締役会に対して、大規模買付者から提供された情報等、必要な情報を提供するよう要請することができ、当該要請があったときには、当社取締役会は、当該情報を独立委員会に提供するものとします。

(4) 株主総会の開催

独立委員会から、対抗措置の発動の是非について、株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権無償割当てに関する議案を、(別紙4)に記載の定款変更後の当社定款第20条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。

当該株主総会が開催される場合には、当該株主総会において、本新株予約権無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。
当該株主総会において当該議案が可決された場合には、本新株予約権無償割当てを行います。

4) 対抗措置発動の条件

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて独立委員会に諮問します。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を、合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提出されないことのみをもって、大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものといたします。

大規模買付ルールが遵守されておらず、対抗措置を発動すべきであると独立委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定する事があります。
対抗措置の具体的な方策は、5)に記載のとおりです。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行なう可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等を、ご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

具体的には、(別紙6)記載の「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合」に掲げる、いずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

対抗措置の具体的な方策は、5)に記載のとおりです。

5) 対抗措置の具体的方策

本対応策における対抗措置の具体的方策としては、原則として、当社株主総会の決議による、委任に基づく当社取締役会の決議に基づき、概要を(別紙5)の「本新株予約権の概要」に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当て(会社法第277条)を行ないます。

但し、独立委員会から、対抗措置の発動の是非について、株主総会に諮るよう勧告された場合には、当社取締役会は、本新株予約権無償割当てを、(別紙4)に記載の、定款変更後の当社定款第20条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。

また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められる、その他の対抗措置を発動することが、適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

6) 対抗措置の中止又は撤回(不発動)等

前記5)において、当社取締役が具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に対しその判断について諮問し、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の中止または撤回(不発動)等を行うことがあります。対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当てを行う場合、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等により対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、独立委員会に対しその判断について諮問し、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当ての中止により、また、新株予約権無償割当て後、行使期間開始日の前日までの間は、当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができますものとします。

このような対抗措置の中止又は撤回(不発動)等を行う場合は、法令及び金融商品取引所規則に従い、当該決定について適時・適切な時期及び方法により、独立委員会が必要と認める事項とともに公表

いたします。

7) 買収防衛策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、平成 29 年 6 月 26 日に開催予定の、当社第 159 期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、

- (1) 平成 26 年 6 月 26 日に開催予定の、当社第 156 期定時株主総会において、本対応策に伴う定款変更、並びに、本対応策の導入に関する議案が承認されなかった場合、
 - (2) 当社株主総会において、本対応策を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、
 - (3) 当社取締役会において、本対応策を廃止若しくは変更する旨の決議が行なわれた場合
- には、本対応策は、その時点で廃止若しくは変更されるものとします。

3. 本対応策の合理性及び公正性

1) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成 26 年 6 月 26 日に開催予定の、当社第 156 期定時株主総会において、本対応策に伴う定款変更、並びに、本対応策の導入に関する議案を付議し、株主の皆様のご承認が、得られなかった場合には、本対応策は導入しないものとし、株主の皆様のご意向を反映させて頂いております。

また、当社は、本対応策の有効期限の満了前であっても、関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じ本対応策の見直しを検討して参りますが、本質的な変更及び廃止につきましては、株主総会において議案としてお諮りいたします。

当社の取締役の任期は 1 年間であるため、本対応策の有効期間中といえども、毎年の定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本対応策の継続につきましては株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

2) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省および法務省が、平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主の共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の確保の原則）をいずれも充足しています。

また、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。

3) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の、共同の利益の確保又は向上の目的をもって、導入されていること

本対応策は、上記 2 に記載のとおり、大規模買付者に対して、事前に、大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び期間の確保を求めることによって、当社取締役会による、当該大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案の立案を可能とするものです。

また、これにより、当該大規模買付行為に応じるべきか否かに関して、株主の皆様の適切な判断が可能になります。

すなわち、本対応策は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の株主共同の利益に反する買付行為を、抑止するために導入されるものです。

4) 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応策における、大規模買付行為に対する対抗措置は、事前に開示した合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会の恣意的な発動を、防止するための仕組みが確保されております。

5) 独立委員会の設置及び外部専門家からの助言の取得

当社は、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、業務を執行する取締役会から独立している、社外取締役、社外監査役及び社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上で構成され、対抗措置の発動の是非、株主意思の確認のための株主総会の招集、株主総会招集時の取締役会評価期間の延長等について、取締役会に対して勧告を行います。取締役会は、この勧告を最大限尊重して、会社法上の機関として決議を行います。

6) デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策でないこと

本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主および投資家の皆様に与える影響

1) 対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策の導入時には、本新株予約権無償割当て自体は行われません。

したがって、本対応策が、その導入時に、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して、直接具体的な影響を与えることはありません。

2) 新株予約権無償割当て時に株主及び投資家に与える影響

当社取締役会が、対抗措置の発動を決定し、原則に従い、本新株予約権無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様が有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. 6)に記載の
手続等に従い、当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回等を決定した場合には、株主及び
投資家の皆様が保有する、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、
当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家
の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

3) 新株予約権無償割当ての実施後における新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に 与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使
又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合
であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する、当社の株式に係る法的権利及び
経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権無償割当てに係る基準日
以降、本新株予約権について、行使又は取得の結果、株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の
皆様に株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属
する部分については、譲渡による投下資本の回収は、その限りで制約を受ける可能性がある点に
ご留意下さい。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況 (平成26年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 200,000,000株
2. 発行済株式総数 84,137,261株 (自己株式5,054,476株を含む)
3. 株主数 9,630名
4. 大株主 (上位10名)

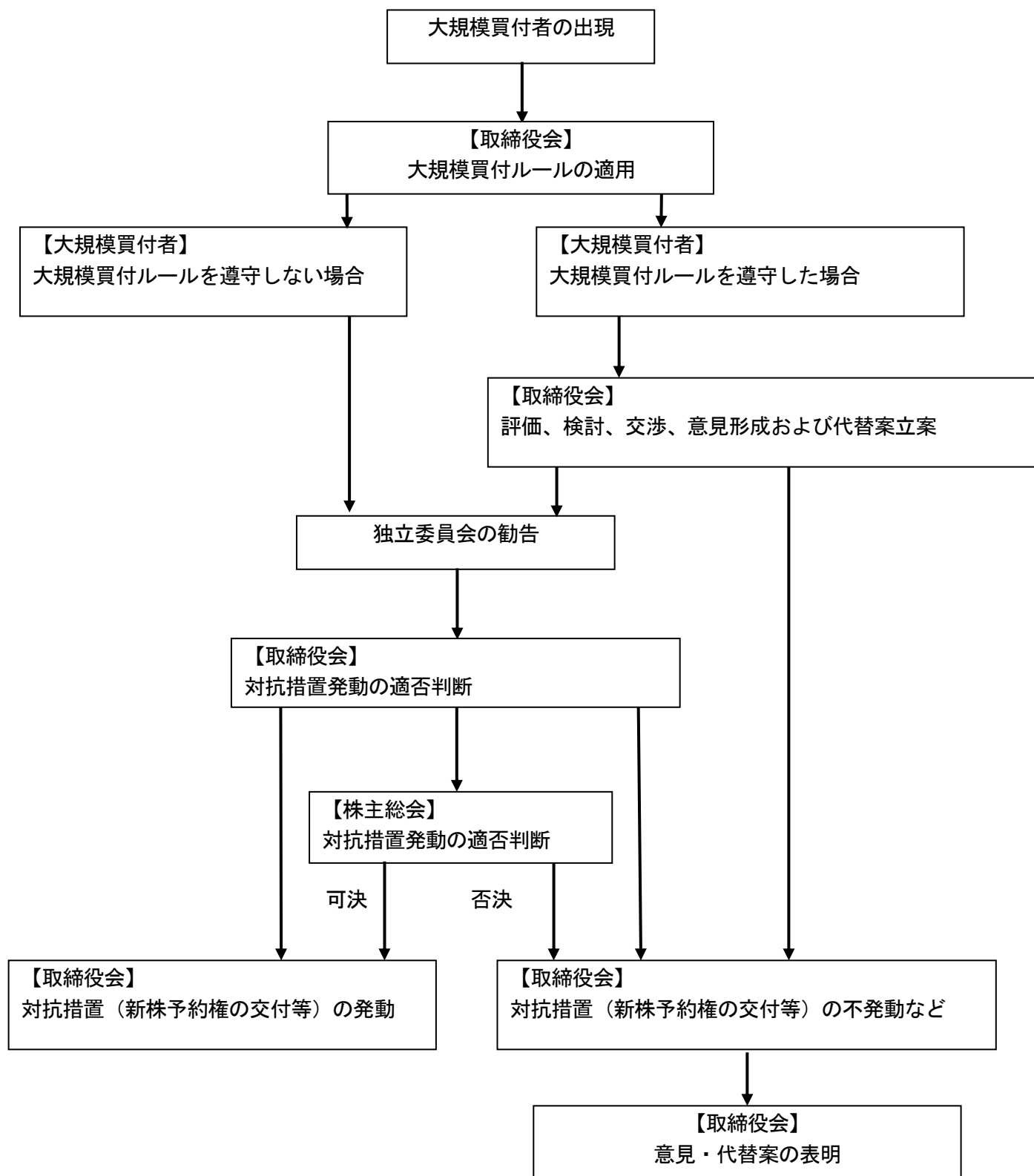
株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
東ソー株式会社	16,828,000株	21.3%
株式会社みずほ銀行	2,987,044株	3.8%
農林中央金庫	2,274,307株	2.9%
明治安田生命保険相互会社	1,645,351株	2.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,571,000株	2.0%
株式会社東邦銀行	1,483,993株	1.9%
三井住友海上火災保険株式会社	1,414,000株	1.8%
株式会社山口銀行	1,300,000株	1.6%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,201,073株	1.5%
日本曹達株式会社	1,163,000株	1.5%

(注1) 当社は、自己株式(5,054,476株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2) 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

買収防衛策の概略図

○本「買収防衛策の概略図」は、あくまでも本対応策の内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成しております。本対応策の詳細については、本文をご参照ください。



独立委員会委員の略歴

本対応策の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

○加藤周二（昭和28年1月10日生）

昭和50年4月	通商産業省入省
平成7年6月	国土庁長官官房参事官
平成9年5月	通商産業省大臣官房付(退官)
平成9年12月	社団法人国際経済政策調査会主任エコノミスト
平成11年5月	社団法人国際経済政策調査会理事 財団法人日本立地センター特別客員研究員
平成13年12月	株式会社ビックカメラ入社 株式会社フューチャー・エコロジー代表取締役社長
平成15年11月	株式会社ビックカメラ取締役
平成22年2月	株式会社ビックカメラ取締役 CSRO 兼 内部統制室長
平成23年11月	同社取締役退任
平成25年6月	株式会社フューチャー・エコロジー代表取締役社長退任
平成25年6月	株式会社小林洋行社外監査役（現在）
平成25年6月	当社社外取締役（現在）

○奥平卓司（昭和33年2月4日生）

昭和56年4月	農林中央金庫入庫
平成15年7月	同 系統システム基盤対策部副部長
平成16年7月	同 資金為替部副部長
平成18年7月	同 農林部副部長兼事業再生部副部長
平成18年10月	同 農林部副部長
平成20年8月	同 農林水産金融部副部長
平成21年6月	同 投資契約部長
平成24年6月	当社常勤監査役(現在)

○櫻井琢平（昭和19年4月9日生）

昭和43年4月	東洋曹達工業(株)（現 東ソー(株)）入社
平成6年6月	同社労政部長
平成8年6月	同社財務部長
平成10年6月	同社理事秘書室長
平成12年6月	同社取締役人事部長
平成13年6月	同社取締役オレフィン事業部長
平成15年6月	東邦アセチレン(株)代表取締役社長
平成22年6月	同社代表取締役会長
平成23年6月	同社取締役相談役
平成23年6月	当社監査役（現任）

定款変更後の当社定款(下線は変更箇所を示します)

第1条～第18条 (現行どおり)

(株券等の大規模買付行為に対する対応方針)

第19条 株主総会は、会社法に定める事項のほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策(以下「買収防衛策」という。)の導入、変更、継続及び廃止について、その決議により定めることができる。

(新株予約権無償割当て)

第20条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会決議のほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

2. 前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。

(1)買収防衛策において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使することができないこと

(2)当会社が新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること

第21条～第44条 (現行どおり)

本新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てます。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とします。

4. 新株予約権の発行価額

無償とします。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で当社取締役会が定める額とします。

新株予約権の発行後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内に、新株予約権の行使請求書、及び株主ご自身が大規模買付者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただき、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、1個の当社普通株式が発行されます。

但し、新株予約権の内容について、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を加える等の変更を行った場合、すなわち、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できると定めた場合には、当社が取得の手続きを取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。

（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書面をご提出いただくことがあります。）

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 行使条件

大規模買付者は、新株予約権を行使できないものとします。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、上記7以外の行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

9. 取得条項付新株予約権

上記5にて記載したとおり、新株予約権の内容については、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を加える等の変更を行う場合があります。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

1. 大規模買付者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で当社の株券等を、当社又は当社関係者に引き取らせる目的で、当社の株券等の取得を行なっている又は行なおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を、一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を、当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で、当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を、当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に、当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当させるか、あるいは、かかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に、当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社又は当社の顧客、従業員その他の利害関係者の利益を毀損し、それによって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうことが明らかであると判断される場合